

# 「長野市公共交通活性化・再生協議会」の概要

- 設置（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項）
  - 地域公共交通網形成計画（形成計画）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置されたもの
- 協議事項及び実施事業
  - 形成計画の策定及び変更に関すること
  - 形成計画に位置付けられた事業の実施等に関すること
  - その他協議会の目的達成のため必要な事項
- 組織
  - 公共交通事業者、道路管理者、警察、住民又は公共交通機関の利用者、学識経験者等

# 「地域公共交通網形成計画」で取り組む主な事業

- 地域公共交通網の確保・維持    ~市民の移動に必要な公共交通網を持続的に確保する~
  - 「ぐるりん号」の運行コース等の見直し
  - 新たな交通システムの導入検討
- 利用環境の整備    ~地域公共交通の利便性を高める~
  - 鉄道駅のバリアフリー化の推進
  - バスロケーションシステムの導入
- 利用促進    ~公共交通の利用者数を増やす~
  - 企業等と連携した「エコ通勤」運動の普及・促進
  - 市民を対象とした意識啓発（仮称）「長野市公共交通の日」の設定
  - 小学2年生、高齢者を対象とした「バスの乗り方教室」の実施